

≪TFC 取引条件書（手配旅行・インターネット販売用）≫

前掲又は後日お渡しする旅行条件書及びこの書面は、旅行業法第 12 条の 4 に基づきお客様に交付する取引条件説明書面であり、手配旅行契約（以下「旅行契約」といいます）が成立した場合は同法第 12 条の 5 及び当社の旅行業約款（手配旅行契約の部）第 10 条第 1 項の契約書面の一部となります。お客様が締結しようとする契約の内容は、この書面に記載したところによります。

1. 手配旅行契約

（１）当社はお客様の依頼により、お客様のために代理、媒介、取次をすることなどにより、お客様が当該旅行の日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます）の提供を受けることができるように手配することを引き受けます。

（２）当社は旅行の手配にあたり、運送・宿泊機関等に支払う運賃・料金その他の費用及び当社所定の旅行業務取扱料金を申し受けます。かかる費用及び旅行業務取扱料金（変更手数料及び取消手数料を除きます）を併せて、以下「旅行代金」といいます。

（３）旅行契約の内容・条件は、この書面に定めるほか、当社旅行業約款（手配旅行部）によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。

（４）当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、旅行契約に基づく当社の債務の履行は終了します。したがって、満員、休業、条件不適當の事由により、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供する契約を締結できなかった場合であっても、当社がその義務を果たしたときは、お客様は、当社に対し、当社所定の旅行業務取扱料金を支払わなければなりません。

（５）当社は、旅行契約の履行にあたって、手配の全部又は一部を他の旅行者、手配を業として行う者その他の補助者に代行させることがあります。

2. 申込金と契約の成立

（１）ご旅行をお申し込みの際は、当社所定のホームページ上の「予約・購入情報入力画面」に必要事項をご記入いただき、必要な同意確認をしたうえで、電磁的な方法により当社に送信ください。

（２）お申し込みいただく旅行契約は、申込金の納入がなくても当社が契約の締結を「承諾」した旨の通知である「予約完了画面」がお客様に到達したときに成立いたします。但し、当社より「予約完了画面」のデータ送信を行っているにもかかわらず、お客様の受信端末の不具合等お客様側の事情により予約完了画面を確認できなかったとしても契

約成立となりますので、予約送信後に予約完了画面が確認できなかった場合は、ホームページ上の「予約確認・キャンセル」にてお客様ご自身で確認ください。

3. お申し込み条件

(1) 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方その他特別な配慮を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出下さい。また、旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。あらためて当社からご案内申し上げますので、旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。当社は、手配先の機関にお申し出の内容をお伝えします。この場合、手配先の機関からお客様のために講じた特別な措置に要する費用に関する請求があったときは当該費用はお客様の負担とします。

(2) 前号のお申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれらを申し出ていただくことがあります。

(3) お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業若しくは総会屋等その他の反社会的勢力であると判明した場合、当社に対して暴力的若しくは不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動や暴力を用いる行為若しくはこれらに準ずる行為を行った場合、又は風説を流布し、偽計や威力を用いて当社の信用を棄損し若しくは業務を妨害する行為若しくはこれらに準ずる行為を行った場合は、お申し込みをお断りすることがあります。

(4) 通信契約（第5項第2号で定義します）について、お客様のクレジットカードがご利用いただけないとき、又はお客様がクレジットカードにより決済すべき旅行代金等に係る債務の額が、クレジットカードのご利用限度額を超えるときその他債務の一部又は全部をカード会員規約に従って決済できないときには、お申し込みをお断りする場合があります。

(5) 本手配を通じて、又は本手配に関連して予約された客室を営利目的で利用することは、固くお断りしております。万一、営利を目的とした行為、又はその準備を目的とした行為が判明したときは、旅行契約を解除することがあります。

(6) その他当社の業務上の都合があるときにはお申し込みをお断りする場合があります。

4. 旅行業務取扱料金

当社は、お客様のご旅行に伴ってお引受けする日程表・見積書の作成や必要な予約の

手配・変更・取消・クーポン券類の発券・確認発券（お客様ご自身によるご予約を当社の責任において確認し、クーポンを発券すること）などに対して、以下の旅行業務取扱料金を申し受けます。裏面にて旅行業務取扱料金をご確認ください。

5. ご旅行代金

(1) 現地払いの場合、お申込みいただいた運送機関又は宿泊施設の利用日に、直接当該運送機関又は宿泊施設に旅行代金をお支払いいただきます。

(2) 事前払いの場合、当社又は当社提携のクレジットカード会社のカード会員（以下「会員」といいます）より「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受ける」ことを条件に申込を受けた場合、クレジットカードによるお支払いについては以下の規定が適用されます（以下、当該申込に基づき成立する旅行契約を「通信契約」といいます）。

①申込時には「会員番号・カード有効期限」等を通知して頂きます。

②「カード利用日」とは旅行代金等の支払い又は払戻しをする日をいいます。旅行代金のカード利用日は契約成立日とします。また取消料のカード利用日は「当社がお客様に払い戻す額を通知した日」となります。

③与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、又はクレジット会社よりカード無効の連絡を受領した場合、当社は通信契約を解除し、下記の取消料を申し受けます。

④当社は、お客様と通信契約を締結した場合であって、お客様の任意又は、お客様の責による契約の解除によりお客様が負担すべき費用等が生じたときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票へのお客様の署名なくして当該費用等の支払いを受けます。

(3) 当社は、契約の締結された後であっても、運送機関・宿泊施設等の料金、為替相場の変動その他の事由により旅行代金が改定された場合においては、当該旅行代金を変更することがあります。

6. 旅行契約内容の変更

お客様から契約内容の変更があったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合、当社は旅行代金を変更することがあります。また、次の料金を申し受けます。

①変更のために運送・宿泊機関等に支払う取消料・違約料その他の手配の変更に必要な費用（すでに航空券を発行している場合の払戻手数料を含みます。）

②当社所定の変更手数料

7. 旅行契約の解除

(1) お客様が旅行契約を解除するときは、当社は、以下の料金を申し受けます。

①第4項に掲げる旅行業務取扱料金

②お客様がすでに提供を受けた旅行サービスにかかる費用

③お客様がまだ提供を受けていない旅行サービスにかかる取消料・違約料その他旅行サービス提供機関に対して既に支払い、又はこれから支払うべき費用

④旅行サービスの手配の取消に係わる取消手続料金

(2) お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると判明した場合、当社に対して暴力的若しくは不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動や暴力を用いる行為若しくはこれらに準ずる行為を行った場合、又は風説を流布し、偽計や威力を用いて当社の信用を棄損し、若しくは業務を妨害する行為若しくはこれらに準ずる行為を行った場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。

この場合、当社は、前号に規定されている料金を申し受けます。

(3) お客様が所定の期日までに旅行代金を支払わないときや、通信契約についてお客様の有するクレジットカードが無効になる等、お客様が旅行代金等に係る債務の一部又は全部をカード会員規約に従って決済できなくなったときは、当社は旅行契約を解除することがあります。この場合、当社は、第1号に規定されている料金を申し受けます。

8. 団体・グループ手配

同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者（以下「構成員」といいます。）がその責任ある代表者を定めて申し込んだ旅行契約については、以下により取り扱います。

(1) 当社は、お客様が定めた代表者（以下「契約責任者」といいます。）が構成員の旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなして、当該旅行契約に関する取引等を契約責任者との間で行います。

(2) 当社は、契約責任者が構成員に対して現に負い、又は将来負うことが予想される債務又は義務について何らの責任を負うものではありません。

(3) 契約責任者は、契約締結後当社が定める日までに構成員の名簿を提出していただきます。契約責任者は、第11項による第三者提供が行われることについて、構成者本人の同意を得るものとします。

(4) 契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後は、予め契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

(5) 当社は、契約責任者から構成員の変更の申し出があった場合は可能な限りこれに応じます。構成員の変更によって生じる旅行費用の増減は構成者に帰属するものとします。

(6) 旅行の運営はお客様ご自身で行なっていただきますが、当社は、契約責任者の求めにより所定の添乗サービス料金を申し受けたうえで、添乗サービスを提供します。添乗員のサービス内容は、原則としてあらかじめ定められた旅行日程上、団体・グループ行動を行うために必要な業務とします。添乗員は契約責任者の指示を受け当該業務を行います。また、添乗員の業務時間帯は、原則として8時から20時までとします。

9. 当社の責任と損害賠償・免責事項

(1) 当社の責任と損害賠償

当社は旅行契約の履行にあたって、当社又は当社の手配代行者が故意又は過失によってお客様に損害を与えた場合、その損害を賠償いたします。但し、損害発生の翌日から起算して2年以内にお申し出があった場合に限りです。また、手荷物について生じた損害については、損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対してご通知いただいた場合に、旅行者1名につき15万円を限度（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます）として賠償いたします。

(2) 免責事項

当社は、例えば次のような事由によりお客様が損害を被った場合は、前号の賠償の責任を負いません。

ア.天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、火災、運送機関・宿泊施設のサービス提供の中止による損害

イ.食中毒

ウ.お客様ご自身の故意又は過失による損害

エ.その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由による損害

(3) お客様の責任

ア.お客様の故意又は過失によって当社が損害を被った場合、当社はお客様より損害賠償を申し受けます。

イ.お客様は、旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

ウ.お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

エ.お客様が本条件に反した行為を行った場合、不正若しくは違法に当社のホームページを利用した場合、又は真実かつ正確なデータが入力されていないと当社が判断した場合には、当社は事前の予告無く該当する未消化の予約を取り消すとともに当該のお客様が将来に渡って当社のホームページの利用することをお断りする場合があります。また、当社はその理由について、一切開示義務を負いません。

オ.お客様は、上記エ.の行為によって当社に生じた一切の損害（当社が手配先等に負担した金員を含む）を賠償する責を負います。

10. 特別補償の不適用

当旅行契約については当社旅行業約款別紙特別補償規程の適用はありません。

11. 個人情報の取り扱いについて

(1) 旅行申込みにかかる個人情報の取扱い

ア.トヨタファイナンス株式会社（以下「当社」といいます。）は、当社が運営する TS CUBIC TRAVE サイトの提供、旅行申込みの受付および旅行サービス（以下併せて「本サービス」といいます。）の提供に際し、適正に取得した利用者（以下「利用者」といいます。）の個人情報を、本規定に定めるところに従い収集・利用・提供を行うものとします。

イ. 当社および当社から個人情報の提供を受ける各企業は、利用者の意に反する個人情報の取扱い防止と利用者のプライバシー保護に十分配慮するとともに、正確性・機密性の維持に努めるべく個人情報を厳重に管理するものとします。

ウ. 利用者は、自己の個人情報の取扱いに関し、本規定に定める内容に同意するものとします。

(2) 個人情報の収集

当社は、次条に規定する目的のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」といいます。）を、保護措置を講じた上で収集します。

① 属性情報

利用者等の氏名、生年月日、年齢、性別、住所、電話番号、その他連絡先、メールアドレス、職業、住居情報、国籍、緊急連絡先情報、配偶者に関する情報、アンケート欄への回答内容等、その他利用者等が本サービスの申し込みおよび利用に際して当社所定の項目を入力する等により申告した同行者の氏名等を含む情報（本取引開始後に利用者から通知を受ける等により当社が知り得た変更情報を含む。以下同じ）

② 契約情報

受付番号、決済手段、決済日、宿泊情報、お申し込みいただいた旅行に関する情報、予約日時、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件

③ WEB サイト等で収集する情報

TS CUBIC TRAVEL サイトの利用状況（アクセスログ、アクセス履歴、利用登録日、取引の種類・内容、取引日時、取引金額および決済手段等）、当社から送付するメールの開封履歴、当社が実施するキャンペーンのエントリー状況、当社から配信を希望するメールの配信ジャンル、Cookie 情報、端末識別子および IP アドレス、位置情報等の利用者の端末情報および通信情報、利用者の端末に関連づけられた情報

(3) 個人情報の利用

当社は、下記の目的のために前条に規定した情報を利用します。

ア. 当社は、旅行申し込みの際にお申し出いただいた個人情報について、利用者との連絡のために利用させていただくほか、利用者がお申し込みいただいた旅行において旅行サービスの手配およびそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。

イ. 当社は、お申し込みいただいた旅行サービスの手配およびそれらのサービスの受領のための手続、当社の旅行契約上の責任、事故等の費用等を担保する保険の手続き等に必要な範囲内で、運送・宿泊機関等および保険会社、手配代行者に対し、お客様の個人情報を電子的方法等で送付することにより提供いたします。

ウ. 当社は、旅行先での利用者等のお買い物等の便宜のため、当社の保有する利用者の個人データを土産店に提供することがあります。この場合、利用者の氏名および搭乗される航空便名等に係る個人データを、予め電子的方法等で送付することによって提供いたします。

エ. ドライビングサポート、ファイナンスサポート、ライフスタイルサポートの提案、トヨタの事業および当社のクレジット関連事業を含む金融サービス事業において取り扱う商品・サービス等について宣伝印刷物の送付・eメールの送信等の方法によりご案内すること、ポイントプラスサービスを円滑に実施すること、自動車とその関連商品・住宅・船舶および金融商品に関するアンケートの実施、ならびにトヨタ製品ユーザーへの各種サービスを実施するため。

オ. トヨタの事業および当社事業における市場調査、商品開発および営業活動のため。

※なお、上記の当社の具体的な事業内容については、当社のホームページ等に記載し、お知らせしております。

トヨタファイナンス <https://www.toyota-finance.co.jp/>

カ. 利用者等の Cookie 等を利用した閲覧情報や契約情報を分析して、当社やトヨタグループにおける新たな商品・サービスの開発および改善をするため、並びに利用者等の趣味・嗜好に応じた当社やトヨタグループの事業における商品・サービスを eメールの送信等によりご案内するため。

なお、当社が保有している利用者に関する当社との他の取引情報等と組み合わせて分析・利用する場合があります。

キ.本サイトの利用状況等の調査又は分析（当社またはトヨタグループの事業における統計データの作成又は分析、マーケティング調査、統計又は分析、及びアンケートの実施を含みます。）

ク.本サイトの利用等に関するご案内、本サイトに関する当社の規約、ポリシー等の変更通知、利用者からのお問い合わせ等への対応ケ. 提携企業から委託を受けて行う宣伝印刷物の送付・eメールの送信等による商品等の案内、市場調査および営業活動のため。

※上記利用目的の範囲内で前条記載の個人情報を用いて、利用者の趣味・嗜好を分析することを含みます。

(4) 提携企業への提供

ア. 当社は、個人情報の保護措置を講じた上で、以下の内容の情報を、以下の目的で利用するため、当社と個人情報の提供に関する契約を締結した以下の提供先（以下「情報提供先」といいます。）に提供します。

[提供先] 株式会社 JTB

[提供内容] 前記第 2 条に掲げる個人情報

[目的] お申し込みいただいた旅行サービスの手配およびそれらのサービスの受領のための手続

イ. 当社は、利用者の申込内容に基づいた運送・宿泊機関等および保険会社に当社の旅行契約上の責任、事故等の費用等を担保する保険の手続きのため、前記第 2 条に掲げる個人情報を利用者に代わって提供します。

ウ. 上記の個人情報の提供期間は、原則として旅行サービスの提供期間中とします。なお、上記の提供先における個人情報の利用期間については、各社にお問い合わせ下さい。

(5) 個人情報の共同利用

当社は、以下のとおり、個人情報を共同利用いたします。

①共同して利用される個人情報の項目

前記第 2 条に掲げる個人情報

②共同して利用する者の範囲

トヨタグループ各社（トヨタ自動車株式会社並びにその子会社及び関連会社をいいます。以下同じ。なお、子会社及び関連会社は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に定める意義を有します。）

③利用する者の利用目的・トヨタグループ各社が提供する各種商品・サービスの提供、維持、改善及び向上（お問い合わせ等への対応及び不具合対応を含みます。）のため

・トヨタグループ各社が提供する各種商品・サービスのお客様による利用状況の調査又は分析（統計データの作成・分析、マーケティング調査・統計・分析、及びアンケートの実施を含みます。）のため

・トヨタグループ各社における不正利用の予防・対応、並びに信用関連サービスにおける与信判断及び与信後の管理のため

・トヨタグループ各社におけるダイレクトメールの発送等による宣伝・広告配信及びその効果測定、商品開発並びに営業活動のため

④当該個人情報の管理について責任を有する者の名称

当社

(6) 個人情報の開示等

ア.利用者は、当社および前条で記載する情報提供先に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより自己に関する個人情報について、利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去もしくは第三者への提供の停止（以下総称して「開示等」といいます。）を請求することができるものとします。

①当社に開示等を求める場合には、第9条記載の窓口ご連絡して下さい。開示等請求手続き（受付窓口、受付方法、必要な書類手数料等）の詳細についてお答えします。また、開示等請求手続きにつきましては、当社のホームページでもお知らせしております。

(URL) <https://www.toyota-finance.co.jp/>

②情報提供先に対して開示等を求める場合には、前条記載の情報提供先に連絡して下さい。イ.開示等の請求により、万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当社は、速やかに訂正または削除に応じるものとします。その他開示等の請求に関し、当社は利用者等の請求内容に基づき、開示等の請求に応じるものとします。

ウ.個人情報を削除、利用の停止、消去または提供の停止をした場合、本サービスの一部または全部を受けられない場合があることについて、利用者は予め承知します。

(7) 本規定に不同意の場合

ア.当社は、利用者等が旅行申込に必要な事項を提供できない場合および本規定の内容を承認できない場合、旅行申込をお断りすることがあります。ただし、本規定第2条（同条

第1項第1号から3号を除く)に同意しないことを理由に当社が旅行申込をお断りすることはありません。

イ.前項に該当する場合、第3条および第5条に記載した利用目的に関連して会員等に提供されるサービスの全部または一部を受けられないことについて、会員等は予め承知します。

(8) 個人情報の利用・提供の拒否の申出

第3条による同意を得た範囲内で当社が当該情報を利用・提供している場合であっても、拒否の申出があった場合、それ以降の第3条に基づく当社での利用および第4条に基づく当社から情報提供先への提供を中止する措置をとります。

(9) 個人情報に関するお問い合わせ先

宣伝印刷物の送付等の中止、提供先企業への個人情報の提供中止および個人情報の開示・訂正・削除の請求について、その他会員等の個人情報に関するお問い合わせ・ご意見は、下記の当社お客様相談窓口までお願いします。なお、当社では個人情報保護を推進する管理責任

者として個人情報保護管理者（コンプライアンス担当役員）を設置しています。

[対応部署] お客様相談窓口

[住所等] 〒451-6014

名古屋市西区牛島町6-1 名古屋ルーセントタワー

[東京] TEL03-5617-2533

[名古屋] TEL052-239-2533

(10) 退会等の場合

退会等により利用者でなくなった場合、お申し込みいただいた旅行契約が終了するまでの間一定期間利用されますが、それ以外の利用はありません。

(11) 本規定の変更

本規定は法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

以上

【別表】 運送機関・宿泊施設の取消料・払戻手数料

切符の種類	払い戻しの条件	手数料
乗車券普通回数乗車券急行券自由席特急券自由席グリーン券	使用開始前で有効期間内	220 円
立席特急券	出発時刻まで	220 円
指定席特急券指定席グリーン券寝台券指定席券	列車出発の 2 日前まで	340 円
	出発日の前日から出発時刻まで	30% 最低 340 円

1.JR

- (1) 割引きっぷは、個別に手数料を定めてあります。係員にお尋ねください。
- (2) 乗車券は、未使用の営業キロが 100 キロを越える場合、旅行開始後であっても有効期間内であれば払いもどすことができます(ただし条件があります)詳しくは係員にお尋ねください。
- (3) バス乗車券の払戻手数料については、係員にお尋ねください。(注)一部、割引運賃については別途定められています。詳しくは係員にお尋ねください。

2.航空

- (1) 払戻しは航空券と引換えに有効期間及び有効期間満了日の翌日から起算して 10 日以内に限り行います。
- (2) 座席予約済の航空券を払い戻す場合、取消時刻により、各航空会社の定めた約款規定による払戻手数料及び取消手数料を申し受けます。詳しくは係員にお尋ねください。

3.JR・航空以外の運送機関(私鉄・バス・フェリー等)

- (1) 取消料は、各運輸機関の約款・規定によります(取消料には消費税が含まれていません)。
- (2) 払戻しは、発行日又は利用日により 1 ヶ月以内に限ってお取扱いします。

4.宿泊

- (1) お申込みを取消された場合は、所定の取消料を申し受けます。宿泊確認証等をお持ちの場合、旅行代金から取消料と旅行業務取扱料金を引いた残額を、払戻いたします。
- (2) 払戻しは、発行日又はご利用日により1ヶ月以内に限って、宿泊確認証等発行支店にてお取扱いします。
- (3) 取消料は宿泊施設によって異なります。詳しくは係員にお尋ねください。

旅行業務取扱料金表

区分	内容	料金	記事
(1) 取扱料金	ア.宿泊機関と運送機関・観光券・航空券等の複合手配の場合	ご旅行費用総額の20%以内 ※宿泊機関等1件手配につき550円、運送機関等1件手配につき1,100円、観光券等1件手配につき1,100円、航空券予約・発券1名様1区間につき1,100円の合算額を下限とします。	イ. 旅行契約成立後、お客様のお申し出により、旅行を中止される場合でも、取扱料金を収受いたします。 ロ. 手配とは、予約を伴わない発券のみも含みます。 ハ. 同一施設に連泊の場合は1件
	イ.宿泊機関等を単一手配する場合	宿泊機関等1件1手配につき費用の20%以内（下限550円）	1手配として扱います。 ニ. 「運送機関等を手配する」とは、JRを除く私鉄・バス・フェ
	ウ.運送機関等を単一手配する場合	運送機関等1件1手配につき費用の20%以内（下限1,100円） ※費用が5,500円未満の場合は、取扱料金1,100円申し受けます。	リー等の手配をすることをいいます。 ホ. 同一運送機関の同時手配は、片道/往復・区間・人数等に関わらず、1件1手配として扱います。
	エ.観光券等を単一手配する場合	観光券等1件1手配につき費用の20%以内（下限1,100円） ※費用が5,500円未満の場合は、取扱料金1,100円申し受けます。	ヘ. 「観光券等を手配する」とはTDR、USJを除く入場券・食事券・社寺券等の手配をすることをいいます。同一施設の手配

	オ.航空券等を単一に手配する場合	1名様1区間につき航空運賃の20%以内(下限1,100円)、航空運賃が5,500円未満の場合は、取扱料金は1,100円を申し受けます。	は、人数に関わらず1件1手配として扱います。また、ウェディング(挙式場・フォト等)の手配も含まれます。
(2) 変更手続料金 (3) 取消手続料金		<p>当該変更・取消された宿泊機関・運送機関・観光券・航空券等に係る旅行費用の20%以内</p> <p>※宿泊機関等1件1手配につき550円、運送機関等1件1手配につき1,100円、観光券等1件1手配につき1,100円、航空券1人1区間につき1,100円の合算額を下限とします。</p> <p>※東京ディズニーリゾート指定入場日の15日前までの払い戻しの際1葉につき110円</p>	<p>イ. 手配着手後の変更、取消より申し受けます。変更の場合は、変更の都度、申し受けます。</p> <p>ロ. 上記〔1〕取扱料金は、別途収受いたします。</p> <p>ハ. 宿泊・運送機関等に対し、取消料・宿泊料・違約金その他の名目ですでに支払いまたは、これから支払う費用は別途申し受けます。</p> <p>ニ. 東京ディズニーリゾートは以下の場合には収受しない・所定の取消料を収受して払い戻しのとき (指定入場日の14日前以降)・各種変更(券種、氏名など)が理由で払い戻しのとき</p>
(4) 相談料金	ア. お客様の旅行計画作成のための相談	基本料金：30分2,200円以降 30分毎に2,200円	
	イ. 旅行日程表の作成	1件2,200円	
	ウ. 旅行代金見積書の作成	1件2,200円	
	エ. 旅行地又は運送・宿泊機関等に関する情報提供	資料(A4版)1枚につき1,100円	
	オ. お客様の依頼による出張相談	当社ではお取り扱いしておりません。	

(5) 空港等での斡旋サービス料金		当社ではお取り扱いしておりません。	
(6) 添乗サービス料金		添乗員 1 名 1 日につき 33,000 円	添乗員の交通費・宿泊費その他添乗員が同行するために必要な経費を別途申し受けます。
(7) 通信連絡料金	お客様のご依頼により、緊急に現地手配取消・変更等のために通信連絡を行った場合	1 件につき 550 円	電話料、その他通信実費は別途申し受けます。

注 1. 上記の各料金については、消費税が含まれています。

注 2. 「旅行費用」とは運賃・宿泊料その他の名目で、運送・宿泊機関等に対して支払う費用をいいます。

注 3. 上記料金には、電話料、通信費、送料等実費は含まれておりません。通信実費を別途申し受ける場合があります。

注 4. 上記料金は、旅行を中止される場合でも払戻ししません。

注 5. 変更・取消に係る旅行業務取扱料金は、【別表】運送機関・宿泊施設の取消料・払戻手数料とは別に申し受けます。

トヨタファイナンス株式会社

住所 愛知県名古屋市西区牛島町 6 番 1 号

名古屋ルーセントタワー

東京都知事登録旅行業第 2-8259 号

(一社)日本旅行業協会正会員

取扱営業所：トラベルデスク

所在地：愛知県名古屋市中区錦 2-17-21

NTT データ伏見ビル

電話番号：0800-700-8160

定休日：日祝・年末年始（12/30-1/3）

営業時間：9：00-17：00

総合旅行業務取扱管理者：砂川 照雄

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う営業所での取引責任者です。

この旅行の契約に関し担当者からの説明にご不明点がありましたら、ご遠慮なく上記の旅行業務取扱管理者にご質問ください。

2024.10.現在